

事 業 委 員 会

平成 2 4 年 6 月 1 3 日 (水)

事業委員会

日 時 平成24年6月13日(水) 午前10時00分開会—午前10時50分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 出口委員長、辻下副委員長、川端、竹内、竹原、道工、豊国
田島議長、鍛冶監査委員

欠席委員 なし

傍聴議員 中原、和田、反保、小川

出席理事者 田代町長、中口副町長、笠間教育長、白井財政改革部長、
末原都市整備部長、岡本水道事業理事、南まちづくり戦略室長、
村上総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事、
梶本都市整備部理事、吉田都市整備部理事兼二国推進課長、
四至本財政改革部理事兼行革推進課長、
家永都市整備部副理事兼建築課長、木下都市整備部副理事兼PFI総括、
西まちづくり戦略室副理事兼企業誘致担当課長、
多賀井都市整備部土木下水道課長、鶴久森都市整備部水道課長、
河合都市整備部産業振興課長、上西都市整備部土木下水道課参事、
前都市整備部二国推進課長代理、大野都市整備部水道課長代理、
川端都市整備部二国推進課長代理、中谷都市整備部土木下水道課主幹、
幸地都市整備部産業振興係長

欠席理事者 なし

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

出口委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから事業委員会を開会いたします。

本日の出席委員は7名、全員出席です。理事者についても全員出席です。定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしました。

これより事業委員会を開催いたします。

携帯電話をマナーモードにお願いいたします。

なお、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

6月8日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案5件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、理事者の発言は所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第38号「平成24年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

多賀井都市整備部土木下水道課長 それでは、委員会資料の1ページと3ページの工事箇所図をあわせてご参照ください。

平成24年度岬町一般会計補正予算（第1次）のうち、当委員会に付託されました案件につきましてご説明いたします。

歳入としまして、18、繰入金、2、特別会計繰入金、多奈川財産区特別会計繰入金としまして130万円を補正計上するものです。

内容につきましては、多奈川財産区特別会計から130万円を繰り入れ、河川水路改修事業費に充当するものです。

なお、詳細につきましては、後ほど歳出でご説明いたします。

以上、当委員会付託分としまして、130万円を補正計上するものです。

出口委員長 では、歳出のほうの説明をお願いいたします。

多賀井都市整備部土木下水道課長

続きまして、歳出でございます。

委員会資料の2ページと3ページの工事箇所図をあわせてご参照ください。

8、土木費、3、河川費、河川水路改修事業費として130万円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、大雨や異常潮位による浸水災害に備えるため、内水排除を目的としたポンプの設置が必要であり、今までは浸水被害が起きないように消防団が出動し、消防車で排水をしておりましたが、異常気象による突然の豪雨や異常潮位がふえてきているため、迅速に対応できるように、役場に保管しているはけ口200ミリの移動式ポンプを現地に据えておく必要があります。

このポンプを保管するために、多奈川西地区児童遊園地内の北東の角地に間口2.6メートル、奥行3.7メートルの収納庫の設置に係る費用を増額補正するものです。

続きまして、8、土木費、4、都市計画費、下水道事業特別会計繰出金としまして237万3,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、下水道事業特別会計における修繕料の増額に伴い繰り出すものでございます。

以上、当委員会付託分としまして367万3,000円を補正計上するものです。

出口委員長 では、今までの説明の中で、委員の方々、質疑はございませんか。

川端委員 ちょっとお尋ねしますけれども、結局、今までだったら役場にあるのを持ってきて、使っていたが、今度はすぐに対応できるように近くに設置するというふうにとらえていいんですね。

そしたら、これを使うのはやっぱり消防団の人が使うのですね、扱うのはね。

それと、ここに設置したら、これでもって多奈川全域は無理だろうから、大体どの区域ぐらいまでこれを使うと考えているのかということをお尋ねします。

多賀井都市整備部土木下水道課長 委員からの質問につきましては、初期対応となるポンプ設置、また配管する部分につきましては役場の職員で行いたいと考えております。

その後のポンプの運転につきましては、地元住民の方々にご協力をいただきたいと思いますと考えております。

続きまして、次の質問ですが、今回の設置するポンプは口径200ミリで、最大の吐出量が1分間に6立米のものであります。今まで対応していただきました消防車につきましては、1分間に約1立米の吐出量のものでありますので、今まで以上の能力を有するものを設置させていただく考えでおります。

出口委員長 集水区域は。

多賀井都市整備部土木下水道課長 集水区域につきましては、多奈川西地区の区域を考えております。

川端委員 そうしたら、地元の人でも使えるというのか、すぐに対応してもらえるということで、それはちょっと何て言ったらいいのかな、常にその辺の訓練というのかな、そうすぐ簡単にできるものなのか、ちょっとその辺が私もよくわからないので、どうなっているんですか。地元の人を使い方というのか、そんな簡単にできるものですか。

多賀井都市整備部土木下水道課長 先ほども説明させていただきましたように、初期の対応となるポンプの設置、ホースの配管等は役場の職員でしていきたいと考えております。その都度、地元の住民の方々に見ていただきまして、その後協力いただきたいと考えております。

川端委員 ありがとうございます。

出口委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第38号「平成24年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第38号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

続きまして、議案第39号「平成24年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件」を議題といたします。

本件について、担当課からの説明を求めます。

多賀井都市整備部土木下水道課長 委員会資料の4ページと5ページの工事箇所図をあわせてご参照ください。

平成24年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件につきましてご説明いたします。

歳入ですが、1、繰入金、1、一般会計繰入金としまして237万3,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、下水道事業特別会計における修繕料の増額に伴い繰り入れるものでございます。

なお、詳細につきましては、後ほど歳出でご説明いたします。

以上、当委員会付託分としまして、237万3,000円を補正計上するものです。

出口委員長 続いて、歳出のほうをお願いします。

多賀井都市整備部土木下水道課長 続きまして、4ページと5ページの工事箇所図をあわせてご参照ください。

歳出ですが、1、総務費、1、下水道総務費、一般管理費としまして237万3,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、5ページの箇所図に記載していますように、平成10年に淡輪8区に設置しました6号マンホールポンプ場の1台のポンプが経年劣化により部品が破損したため、平成24年2月17日に故障し、交互運転ができない状況であります。

このポンプは岬町のマンホールポンプの中では処理区域が広く、容量も大きいため、早急に故障箇所の部品を取りかえ修繕を行いたく増額補正をするものです。

以上、当委員会付託分としまして、237万3,000円を補正計上するものです。

出口委員長 担当課からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

豊国委員 この件に関しまして、一、二点ちょっと確認だけさせていただきたいのですが、第6号マンホールポンプということになっているんですけども、これは淡輪地区で1号から、これは6号でしょうけれど、かなり数はあるんでしょうか。

その辺の確認と、このマンホールポンプということは、この範囲内で集められた水をかすり出して外へ出すのだらうと思いますが、これは、この近くの海のほうに排水するようなものになっているのか、ちょっとその辺だけ確認させてください。

出口委員長 2点につきましては、どなたが説明をされますか。

多賀井都市整備部土木下水道課長 岬町にはマンホールポンプが36カ所あります。その中で、淡輪地区におきましては23個、多奈川地区におきましては7個、深日地区におきましては6カ所のマンホールポンプ場がございます。

続きまして、排水箇所ですが、この位置図で説明させていただきますと、畑山線で淡輪

小学校と書かれているあたりに、自然流下管がございます。そちらの自然流下管まで汚水を圧送するというようになっております。

豊国委員 言うなれば、海じゃなくて本管に流していくというようになっていくわけですね。

多賀井都市整備部土木下水道課長 はい。

末原都市整備部長 ちょっと補足説明いたします。このポンプにつきましては、汚水処理のポンプでございます。先ほど言いました淡輪小学校の入り口、郵便局の近くの自然流下管に送られその後、淡輪中継ポンプ場に送られ、その淡輪中継ポンプ場から泉南の処理場まで送ります。そういう手順で汚水を処理するポンプでございます。

出口委員長 ほかに質疑ございませんか。

川端委員 これ、2月に故障したということやから、まあ言えば当初予算には間に合わなかったの
で今回の補正というふうにとらえたらいいんですね。

今、岬町で36カ所マンホールポンプがあるということですよ。そうしたら、この分について言ったら、年次計画というのか、その辺で、当初予算ではこうした補修費というのは大体、計画してあげないものですか。

出口委員長 今の質問に対しまして、はいどうぞ。

多賀井都市整備部土木下水道課長 マンホールポンプの修理方法としましては、二つの方法で修理をさせていただいているという状況にあります。

一つは、管理委託業者から点検報告により修理を行うものであり、もう一つは突発的に発生したというときに修理を行っていくということでもあります。今回の修理の内容につきましては、突発的に緊急故障が発生しましたので、補正をさせていただき、修理を行うことにさせていただきました。

川端委員 これは突発的ということで、補正ということですね。

そうしたら、例えば下水の管なんですけれども、岬町はまだ、下水が他より後から始まっているというのものもあるから、まだまだ耐用年数は大丈夫なんですか。その辺についてインフラ的な、下水管の耐用年数は、岬町全域で大丈夫なんですか。

梶本都市整備部理事 この修繕料、年間、当初予算では301万5,000円、過去3年間のマンホールの修繕の費用を含め、その平均を当初予算に入れてあげさせていただいておりますが、今回、大きな費用が出てきますので、6月補正ということで対応させていただいております。

それと、下水道管の本体のほうの耐用年数は約50年、岬町は平成元年から管を入れま

して、公共下水道で入れている部分については耐用年数は来ていませんので補修等はないんですけど、開発のほうで昭和40年当時から合併処理場に接続処理している管を公共下水道で使用していますので、そのあたりの管の補修については年次計画、例えば鴻の巣台とか岬公園団地その辺の管理につきましては見通しを立てた中で補修していくということで投書予算の中で計上させていただいております

川端委員 そうしたら、その辺は心配しなくていいことかなと思うんですけども、あと、言うたら岬町全域でいつになったら、もうそこまで見えているのに何でうちだけ下水の供用開始できないのかというような、何て言ったらいいのかな、この本管通って支管と言ったらいいのか、来ないことにはそれぞれうちに引かれないからというのがあるんですよね、専門的に。業者から見たらそうなんだけれども。住民さんから見たら、あそこの家ができて、何でうちがあかんのやっという感覚があるんですよね。

大体、これ岬町全域、いつまでになったら、皆、もう死ぬまでできないのと違うかなど言っているんですけど、一体その辺の計画についてちょっときちんと言ってほしいと思います。

出口委員長 川端委員の今の質問に対して、どなたが回答されますか。

梶本都市整備部理事 今現在、平成元年から認可の拡大を受けて、大きくは深日の大川の大阪側右岸側までほとんどのところについては供用開始を進めておりますが、ここ四、五年につきましては財政のほうがかなり苦しくなっておりますので、年間でいきますと300メートル、400メートルという整備計画で進めております。

平成23年度の認可変更におきましても、認可区域の拡大はなかなか整備が進みませんのでできなくて、整備の年数だけを平成27年まで今現在の認可区域の整備をしていくということで、主には役場の周りのところを年間300メートルから400メートルを整備していこうというふうに考えております。

それ以降、平成27年度以降、再度認可の見直しを行いまして、あと、大きく残っておりますのが大川の左岸側、深日地区のところと多奈川地区が残っておりますが、その辺をまた財政と協議をしまして、年間の整備を考えた上で認可区域の拡大を考えていくというふうな計画を持っております。

川端委員 町長にお尋ねしたいんですけども、もう大体、それこそ平成27年になって、きちっとまた新たな計画を立てるのかなと思うんですけども、町長としては岬町でももうどうしても下水道行けないところもありますが、大体、普通に考えて、ここだったら来るとい

うところが皆さん供用開始になるの、一体どのぐらいの、それは10年、20年では無理だろうけれども、どれぐらいの一つ、町長見通しを立てられているのか。

田代町長 今の内容については担当のほうから説明があったとおりでありますが、今おっしゃっている、この下水道を完全に、できるだけサービスを提供できるかという年数の問題もございますが、その前に、下水道事業では現在約で50億円の起債を抱えております。

そのような状況の中で、それ以外にも、下水道を引いておるのに接続してもらえないというところもかなり出てきております。と言いますのは、高齢化で今のままでいいという方もございます。そのような状況の中で工事を進めておりますが、なかなか供用開始ができないという状況にあります。

そして、もう一方では、負担金の問題があります。これも未整理で、いろいろお願いはしておりますがなかなか応じてもらえないということで、負担金の問題の整理を、担当に指示しております。と言いますのは、これをこのまま続けていきますと、下水道料金の値上げに向けた取組は3年前からスタートしておりますが、私はその値上げについてはストップをかけました。まず、整理すべきものを先に整理をして、その後、受益者負担を求めていこうということで、それらの課題の整理を収納対策のほうでやらせていますので、こういった一つの問題があるということもご理解をしていただきたい。

また、先ほど説明ありました大川の右岸、左岸の問題で、こちらのヒョウゴのほうは非常に高低差がありますので、ポンプアップしなければならないということではありますが、これも今後、なるべく早い機会に工事の認可区域を決めて、事業を進めなければならないと考えております。

最終的に残るのは、港流域幹線の行っていない平野から港や楠木、西畑、東畑や孝子ですが、そういった村中ですね、そういったところについては今の工事の状況の予算の中で進めていきたいという思いがあったんですけども、当初5,000万円ほど年間の工事予算を組んでおったのを、今3,000万円にしておりますので、一たんこれは見直しをかけていきたいなと思っております。

もう少し事業予算を組んで、もう少し認可区域を広げていこうと思っておりますので、何年でどの場所までというのは言いがたいんですけども、できるだけ前向きにこれは進めてまいりたいと考えております。そのためには、やはり整理すべきものは整理して受益者負担にならないように、できるだけ負担が多くのかからないように努力をしていきたいと思っております。

出口委員長 ほかの委員さん、質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第39号「平成24年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)」の件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第39号は本委員会において可決されました。

議案第43号「岬町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますが、担当課からの補足説明を求めます。

西まちづくり戦略室副理事 岬町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定の件につきましては、本会議場で議案の説明を行っておりますが、概要につきまして補足の説明を行わせていただきます。

資料の7ページをごらんください。

1、条例制定の趣旨ですが、工場立地法では一定規模以上の工場には周辺環境との調和を図るため、全国一律に工場敷地面積の20%以上の緑地面積と25%以上の環境施設面積の確保を義務づけておりますが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、企業立地促進法に基づく基本計画で国の同意を得た場合は緑地面積率等を緩和することが可能となります。

平成24年2月29日に本町の基本計画について国の同意が得られたことから、基本計画で定めた重点的に企業立地を図るべき区域において緑地面積率等の緩和を行うため、本条例を制定するものでございます。

2、条例の概要、①適用区域ですが、緑地面積率等の規制を緩和する区域は、基本計画で重点的に企業立地を図るべき区域として定める岬町多奈川臨海地区、岬町多奈川地区多目的公園事業活動ゾーンといたしております。

岬町多奈川臨海地区は関西電力多奈川発電所跡地で、発電所跡地全体として既に工業立地法で定める緑地面積率等が確保されており、また、岬町多奈川地区多目的公園事業活動ゾーンは、多目的公園全体で6割の緑化回復が行われることから、いずれも規制を緩和しても周辺環境との調和を図ることが可能であると考えております。

②緑地面積率等の緩和ですが、国が定める同意企業立地重点促進地域の緑地面積率等の基準、大阪市、堺市の緑地面積率等の基準を参考とし、緑地面積率を敷地面積の10%以上、環境施設面積率を敷地面積の15%以上に緩和することといたしております。

国が定める同意企業立地重点促進区域の下限基準につきましては、緑地面積率が5%以上20%未満、環境施設面積率が10%以上25%未満とされておりますが、大阪府内で既に緩和措置を講じている大阪市、堺市では緑地面積率を10%以上、環境施設面積率を15%以上と定めていることから、基準を合わせております。

3、施行期日ですが、この条例については、公布の日から施行することといたしております。

出口委員長 補足説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

豊国委員 ちょっと文言の説明をしていただきたいと思うのですが、緑地面積というのはわかるのですが、全体に占める緑の緑地のことで、10%以上。もう一つの環境施設の面積というのは、どの範囲を環境施設範囲というのか、そのことだけちょっと説明していただけますか。

西まちづくり戦略室副理事 環境施設の定義でございますが、工場立地法では工場または事業所の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理される施設ということで、例えば噴水とか、水流、池、その他の修景施設。屋外運動場、広場、屋内運動施設、教養文化施設、太陽光発電施設、工場または事業所の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるものという定義がなされております。

イメージ的には関西電力の多奈川発電所にありますグラウンドとか体育施設、そういうものをイメージいただければと考えております。

出口委員長 よろしいですか。

豊国委員 わかりました。

出口委員長 ほかにございませんか。

竹原委員 一つちょっと確認させていただきたいのですが、先ほどの説明の中に太陽光パネル施設とありましたけれども、そしたら、現在予定されておる太陽光パネル事業者が進出してきた場合、もう太陽光パネルを100%敷き詰めてもオーケーということになるんでしょうか。ご回答をお願いします。

西まちづくり戦略室副理事 先ほどの環境施設の定義でございますが、ちょっと補足させていただきますと、工場立地法では生産施設に該当するものは除かれておりますので、生産施設として太陽光発電施設を設置する場合には環境施設という位置づけにはなりません。

ただ、太陽光発電施設については6月1日に工場立地法の施行令の改正が行われまして、工場立地法の適用が行われない施設となっております。

ですので、太陽光発電については今般の緑地、それから環境施設の面積の制限を受けることがない施設ということになっております。

竹原委員 私としましては、事業者が一生懸命事業をするというところをやっぱり応援していきたいと思うので、太陽光パネルを敷き詰められるだけ敷き詰めていただけたらとは思いますが、ですけども。

そしたら、もうほとんどが太陽光パネルでいけるということですね。お願いします。

西まちづくり戦略室副理事 理論的にはすべてのところには敷き詰めることは可能でございます。

ただ、やはり周辺環境との調和等を考えますと、周辺部についてはやはり緑地的なものも残しておく必要があると考えておりまして、今般の多目的公園の企業誘致に際しましては、道路に面する部分については、緑地的なものの整備を現在事業者と協議をしているところでございます。

出口委員長 ほかに、竹内委員。

竹内委員 これは建ぺい率との関係はどうなんですか。

西まちづくり戦略室副理事 建ぺい率等については、当然、それぞれの用途に応じまして設定されておりますので、その用途に応じた建ぺい率の中で建物を建てていただくという形となっております。

ただ、工場立地法の適用では敷地面積の一定割合を緑地にするということを定めておりますので、まず敷地としてはそれぞれに定められた緑地面積を確保していただいて、残りの部分で建物を建てていただくこととなります。

その場合の建ぺい率については、敷地全体でそれぞれの用途に応じた建ぺい率の範囲で建物を建てていただくという形になります。

出口委員長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 では、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第43号「岬町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第43号は本委員会において可決されました。

続きまして、議案第44号「岬町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例を制定する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、担当課から補足説明を求めます。

西まちづくり戦略室副理事 岬町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定につきましては、本会議場で議案の説明を行っておりますが、概要についての補足の説明を行わせていただきます。

資料の11ページをごらんください。

1、条例制定の趣旨ですが、企業立地を促進し地域の活性化を図るため、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、企業立地促進法に基づく基本計画の策定を行い、平成24年2月29日付で国の同意を得ました。

基本計画の策定に伴い、企業立地促進法等で定める要件を満たす企業に対する固定資産税の課税免除措置に対して、3年間に限り、地方交付税の基準財政収入額となるべき額から総務省令で算定される額を控除することができることから、企業誘致を進める優遇措置として本条例を制定するものでございます。

2、条例の概要、①課税免除の対象とする業種、施設等ですが、固定資産税の課税免除の対象とする業種、施設等については企業立地促進法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の、地方公共団体等を定める省令の規定により詳細が定められております。

まず、適用を受ける対象区域は、基本計画における同意集積区域となり、岬町全域が対象となります。

適用の期間ですが、条例の公布の日から省令の定めにより基本計画同意の日から5年以内である平成29年2月28日までとなります。

対象となる業種については、基本計画に基づき大阪府が承認した企業立地計画を策定した事業者のうち、製造業の事業者等が対象となります。

承認企業立地計画対象業種となるのは、基本計画で定めた環境配慮型・低炭素関連産業等として15業種、地域資源活用型産業として3業種となります。

課税免除の対象となる施設ですが、当該施設の用に供する家屋または構築物を構成する減価償却資産及び当該家屋または構築物の敷地である土地の取得の価格の合計額が2億円を超えるものであること。当該対象施設に係る家屋の床面積のうち当該対象施設に含まれる部分が2分の1以上のものであり、当該対象施設に係る構築物を構成する減価償却資産の取得価格の合計額のうち、当該対象施設に含まれるものが2分の1以上のものであることに適合する必要があります。

課税免除の対象は、当該対象施設の用に供する家屋、当該対象施設の用に供する構築物、これらの敷地である土地となり、免除の期間は課税することとなった年度から3年度間となります。

2、施行期日ですが、この条例は公布の日から施行することといたしております。

3、条例の失効ですが、総務省令の規定により、課税免除の規定は、基本計画の同意の日から起算して5年以内とされておりますので、同意の日から5年となる平成29年2月28日限りその効力を失うものとし、条例失効前にこの条例の優遇措置を受けた場合は失効後もその効力を有するものとしております。

4、岬町企業誘致に関する条例の一部改正ですが、優遇措置の重複を避けるため、固定資産税の課税免除措置を受ける場合は、課税免除額を岬町企業誘致に関する条例に定める施設設置助成金、固定資産税の免税額の2分の1を助成から差し引くものとしております。

また、本条例の施行期間との整合を図るため、岬町企業誘致に関する条例の施行期間を平成25年3月31日から平成29年2月28日までに延長いたしております。

参考として、岬町企業誘致に関する条例と岬町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例案の対比をまとめております。

まず対象ですが、誘致条例には償却資産を含んでおりますが、課税免除条例では含まれておりません。

優遇措置を受ける期間は、誘致条例は5年間、課税免除条例は3年間。

優遇措置の内容は、誘致条例は対象固定資産税の2分の1を助成、課税免除条例は対象固定資産税の全額免除。

交付税措置では、誘致条例の助成に対しては、交付税措置は行われませんが、課税免除については免税額の75%の交付税措置が行われることとなります。なお、超過課税分の課税免除額に対して交付税の補てん措置は行われません。

出口委員長 補足説明が終わりました。

質疑ございませんか。

竹原委員 一番最後に、交付税措置というところを説明していただいておりますが、今までの企業誘致に関する施設設置助成金というんですか、その兼ね合いで固定資産税を充当するというんですか、前回、自分が一般質問をしたときの白井部長の回答では、交付税として納めなければいけない分、赤字になるんだという説明だったんですけども、その幅が今回のこの固定資産税の免除において倍になるんではというイメージなんですけど、何て言うのかな、上と下で岬町の負担分が倍になるのではと思うんですけども。

ちょっと説明しづらいんですけど、なかなか固定資産税が入ってこなくなるのではというようなイメージなんですけど、その点どういう兼ね合いになるのでしょうか。

出口委員長 竹原委員の質問に対して。

白井財政改革部長 以前、企業誘致に伴う固定資産税と、そして施設整備助成金について、これらの関係につきまして一般質問がありまして、その中で回答させていただきました。

例えば、1億円以上の課税物件について、その税額を1億円といたしますと、その1億円の固定税収入があったとしましても、その75%が交付税に算入されます。この7,500万円が交付税に算入されるということは、交付税収入が7,500万円減ることです。そして、実質的に2,500万円しか町にとってプラスとならない。また、片や

助成金として、その固定資産税の2分の1である、5,000万円を事業者に助成金を支出する。そうしますと、財政的には差し引き2,500万円の赤字になるのではないかと
いうことを、以前、回答させていただきました。

今回は、こうした企業誘致条例による助成制度とは別に、固定資産税の課税免除となります。ここで大きな問題は、この13ページの資料にありますとおり、優遇措置の対象として企業誘致条例においては土地、家屋、償却資産、この三つが助成対象になります。しかし、課税免除につきましては、償却資産が除かれております。

よって、課税免除においては、これの償却資産の比率によりましてプラス・マイナスが変わってくるわけなんですけれども、理論上はあくまでも、例えば1億円の税額のうち償却資産分が5,000万円としますと、残りの5,000万円分が課税免除対象になりまして、その75%が交付税でまた返ってくるという形になりますので、その課税する際の事業者が投資した土地、家屋及び償却資産の割合によって町にとってプラスになったりマイナスになったりするということになるという状況でございますので、よってケース・バイ・ケースという形でご判断いただきたいと考えております。

出口委員長 竹原委員、よろしいですか。

竹原委員 それと、もう1点。

現在、企業誘致で基本合意されているところと対象になる企業さんと言ったら、この件に関してどこになるんでしょうか。

西まちづくり戦略室副理事 今回の条例の適用につきましては、総務省令等で適用条件が詳細に定められております。

その中で、対象業種となりますのは、11ページにありますように、製造業等の業種と定められておまして、今回の企業誘致の業者で対象となるのは製造業者であります株式会社クロセさんは、この条例の対象となることとなります。

そのほかの太陽光発電施設等については、条例の対象とはならないこととなります。

出口委員長 よろしいですか。

ほかに委員の方々、質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第44号「岬町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第44号は本委員会において可決されました。

議案第46号「岬町手数料条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

出口委員長 では、質疑に入ります。

竹内委員 この条例は、前にも出てきたんですけども、採石というのが岬町にあるんですか、採石されているところ。それだけです。

河合都市整備部産業振興課長 本町では、過去に多奈川西畑地区に和歌山の業者が採石業を行っていましたが、平成23年6月1日に廃止しており、現在は行っているところはございません。

出口委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 では、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第46号「岬町手数料条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致です。

よって、議案第46号は本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案5件についてはすべて議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方、協力のほどをよろしくお願いいたします。

これで事業委員会を閉会いたします。

(午前10時50分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成24年6月13日

岬町議会

委 員 長 出 口 実